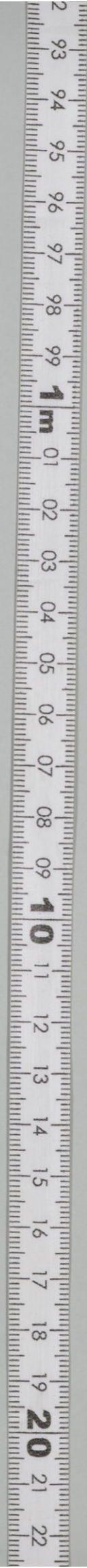


地域企業・産業資料デジタルアーカイブについて

- (1) このデジタルアーカイブは、東京大学経済学図書館が所蔵する地域企業・産業資料のうち、印刷物および近代の文書類について順次デジタル化をすすめているものです。
- (2) このデジタルアーカイブの利用に際しては「[東京大学経済学図書館電子資料利用規則](#)」に同意したものとみなされます。
- (3) 印刷物など他媒体への使用については、東京大学経済学図書館までお問合せください。
- (4) 画像はカラーです。画像の撮影には文字が視認できるよう十分な注意を払っていますが、資料の欠損、変色、褪色等の劣化や、ノド部分の状態によっては、原本の文字が全て写っていないものがあります。これらについては資料の原形を保ちつつ、出来る限りの範囲で撮影したものととして了解下さい。写りの悪い資料については、東京大学経済学部資料室にて、所定の手続きにより原本の閲覧をお願いします。
- (5) 本アーカイブに関する質問等については、東京大学経済学部資料室までお問い合わせ下さい。
- (6) 本デジタルアーカイブの一部は、独立行政法人日本学術振興会平成 27 年度科学研究費補助金（研究成果公開促進費）課題番号 15HP8021 の交付を受けて作成しています。

昭和貳年四月 日

浦田合同運送株式會社定款副本



蒲田合同運送株式會社定款

第壹章 總則

第一條 當會社ハ蒲田合同運送株式會社ト稱ス

第二條 當會社ハ本店ヲ東京市蒲田區ニ置ク

但シ業務ノ狀況ニ依リ必要アル場合ハ取締役會ノ決議ヲ經テ集荷所ヲ設クル事ヲ得

第三條 當會社ハ左ノ業務ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、運送取扱業

二、海陸運送業

三、倉庫業

四、保險代理業

五、其他附帶一切ノ業務

當會社ノ資本金ハ金 ~~五萬圓~~ 拾萬圓トス

當會社ノ公告ハ店頭ニ揭示ス

第貳章 株式

第六條 當會社ノ株式ハ ~~壹千五百圓~~ 壹千圓トシ壹株ノ金額ヲ五拾圓トス

第七條 當會社ノ株式ハ記名式トス

第八條 當會社ノ株券ハ壹株券五株券拾株券五拾株券ノ四種トス

第九條 株主ハ其氏名住所並ニ印鑑ヲ當會社ニ届出ル事ヲ要ス其變更ノトキ亦同ジ

第十條 株主ガ前項ノ届出ヲ怠リタル爲ニ生ジタル損害ハ會社其責ニ任セズ株金ノ拂込ヲ怠リタル者ハ拂込ムベキ金額ニ對シ其期日ノ翌日ヨリ拂込ノ當日迄金壹百圓ニ付日歩四錢ノ利息及遲延ニ因テ生ジタル一切ノ費用ヲ當會社ニ支拂フベシ

第十一條 當會社ノ株式ヲ賣買讓渡シタル時ハ其株券ノ裏面相當欄ニ當事者双方記名捺印シ之ヲ當會社所定ノ書式ニ依リ名義書換ヲ請求スベシ前項ノ場合ニ於テ當會社ハ取得者ノ氏名住所ヲ株主名簿ニ記載シ社長ハ其株券ニ署名捺印シテ株式ノ移轉ヲ證スベシ

第十二條 前條ノ手續ヲ經タル上ニ非レバ當會社ニ對シ株主權ヲ行使スル事ヲ得ズ

第十三條 株主ガ株券ヲ盜難火災其他紛失ノ爲再交附ヲ請求スル場合ハ其事實ノ證明及當會社ノ適當ト認ムル保證人貳名以上連署シタル保證書ヲ

差出スベシ

前項ノ場合當會社ハ請求者ノ費用ヲ以テ東京市ニ於テ發行スル中外商業新報ニ公告ヲ爲シ二ヶ月間ヲ經過スルモ尙ホ發見セズ且ツ異議ノ申出ナキ場合ニ於テ新株券ヲ交附ス

第十四條 株券ノ毀損又ハ分合ノ爲メ新株券ノ交附ヲ請求セントスル者ハ當會社所定ノ請求書ニ舊株券ヲ添へ申出ズルモノトス

第十五條 新株券再交附ニ對シテハ株券壹通ニ付金五拾錢名義書換ニ對シテハ壹通ニ付金貳拾錢ノ手数料ヲ徵收ス

第十六條 當會社ハ四月壹日及拾月壹日ヨリ定時株主總會終了迄ノ間株主名義書換ヲ停止ス

但シ臨時總會ノ場合ハ總會ノ招集通知狀ヲ發シタルトキヨリ總會終了ノ日迄停止ス

第參章 總會

第十七條 定時總會ハ毎年五月及十一月之ヲ開キ臨時總會ハ社長又ハ取締役會

若クハ監查役貳名以上ニ於テ必要トスル時之ヲ招集ス

第十八條 總會ハ開日ヨリ十四日前ニ各株主ニ對シ會議ノ場所時日會議ノ目的

タル事項ヲ記載シタル通知狀ヲ發スベシ

第十九條

總會ノ議事ハ招集狀記載事項ノ外他議ニ涉ルコトヲ得ズ

第二十條

總會ノ議長ハ社長又ハ取締役之ニ任ズ社長取締役共ニ差支アル時ハ出席株主中ヨリ選任ス

第二十一條

總會ニ於ケル株主ノ決議權ハ壹株ニ付壹ケトス

第二十二條

總會ノ議事ハ商法ニ別段ノ定メアル場合ヲ除キ出席株主議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキ議長之ヲ裁決ス議長ハ裁決權ヲ有スル故ヲ以テ自己ノ決議權ノ行使ヲ防グズ

第二十三條

株主ハ其議決權ノ行使ヲ他ノ出席株主ニ委任スル事ヲ得

第二十四條

總會ノ決議事項ハ決議錄ニ記載シ議長並ニ出席株主貳名之ニ署名捺印シテ當會社ニ保存ス

第二十五條

當會社ハ取締役五名監査役貳名以内ヲ置ク

第二十六條

取締役ハ百株以上監査役ハ五拾株以上ヲ有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ選任ス

第四章 役員

第二十七條

取締役ハ任期中其所有株壹百株ヲ監査役ニ供託スベシ監査役ハ其預書ヲ交附スル時之ニ禁融通ノ旨ヲ記載スル事ヲ要ス監査役全員ニテ密封シ會社ノ金庫ニ保管ス

第二十八條

前項ノ株券ハ取締役退任スルト時モ其期ニ屬スル決算報告ガ株主總會ノ承認ヲ經タル後ニ非レバ之ヲ返還セザルモノトス

第二十九條

取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名常務取締役四名以内ヲ選舉ス

第三十條

社長ハ當會社ノ業務ヲ統理シ會社ヲ代表ス社長事故アルトキハ常務取締役ノ内壹名之ヲ代理ス尙株主總會ノ決議ニ依リ代表取締役壹名ヲ增加スル事ヲ得

第三十一條

取締役又ハ監査役任期中缺員ヲ生ジタル時ハ臨時總會ヲ招集シテ補缺選舉ヲ行フ事ヲ得

第三十二條

但シ法定ノ員數ニ缺ケズ且ツ業務ノ執行ニ支障ナキトキハ次回ノ改選期迄其選舉ヲ延期スルコトヲ得補缺選舉ニ依リ選任セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ残余期間トス

第三十三條

取締役ノ任期ハ參ケ年トシ監査役ノ任期ヲ貳ケ年トシ滿期再選重任ヲ妨グズ

第三十二條 但シ任期中最終ノ配當期ニ關スル定時總會ノ終結前ニ右期間滿了シタル時ハ其終結ニ至ル迄當然其任期ヲ伸張ス
取締役ノ報酬ハ壹ケ年壹萬圓以內トス

第五章 計 算

第三十三條 當會社ノ計算ハ貳期ニ分チ毎年參月及九月末ヲ以テ締切り決算ヲ爲ス

第三十四條 當會社ハ毎決算期ニ於ケル總益金ヨリ一切ノ諸經費及固定資産消却金並ニ損失金ヲ控除シタル殘額ヲ以テ純益金トシ左ノ通り處分ス
一 法定積立金 百分ノ五以上
一 役員賞與金 百分ノ十以下
一 役員及ビ職員退職給與基金 若 干
一 株主配當金 若 干
但シ都合ニ依リ内幾分チ別途積立金若シクハ後期繰越金トスルコトアルベシ
第三十五條 株主配當金ハ毎決算期ノ末日ニ於ケル株主名簿現在ノ株主ニ之ヲ配當ス

第三十六條 利益配當金ハ株主總會決議ノ日ヨリ參ケ年ヲ經過スルモ請求ナキトキハ其請求權ヲ拋棄シタルモノトシ會社ノ收得トナス

第六章 附 則

第三十七條 當會社ノ負擔ニ歸スベキ創立費用ハ參百圓以內トス

第三十八條 發起人ノ氏名住所及引受株數左ノ通り

壹百五拾株 東京府荏原郡蒲田町大字御園貳拾四番地

細 溝 鐵 太 郎

壹百五拾株 東京府荏原郡蒲田町大字御園貳拾四番地

月 村 忠 藏

壹百五拾株 東京府荏原郡蒲田町大字御園參拾五番地

月 村 正 雄

壹百株 東京府荏原郡大崎町大字上大崎五百拾九番地

米 本 庄 五 郎

壹百株 東京府荏原郡大崎町大字谷山貳百貳拾六番地

阿 部 元 平

壹百株 東京府荏原郡入新井町大字不入斗壹番地

